

# 公害防止管理者(担当者)等の 届出の手引き

公害防止管理者制度は、公害防止を目的として、特定工場に公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者から成る公害防止組織を設置することを義務づけた「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(以下、法という。)」で規定しています。

公害防止担当者制度は、法を補完することを目的として、「県民の生活環境の保全等に関する条例(以下、県条例という。)」で規定しています。

このパンフレットは、公害防止管理者又は公害防止担当者の届出等にあたっての手引きとなるよう作成したものです。

## ○公害防止管理者制度について

### ●特定工場について

特定工場とは、次の(1)及び(2)を満たす工場です。

(1)対象業種(日本標準産業分類による)

製造業(物品の加工業を含む)

電気供給業

ガス供給業

熱供給業

④同時に2以上の業種に属し、それらの業種の一部が対象業種である場合は法の対象となります。

(2)対象工場

特定工場の種類	要件
大気関係	大気汚染防止法施行令別表第1に掲げるばい煙発生施設(同表の13の項に掲げる廃棄物焼却炉を除き、これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設に設置されているものを含む。)(参考1参照)が設置されている工場のうち、次のいずれかに該当する工場 ① 有害物質発生施設が設置されている工場 ② 上記①以外の工場で、排出ガス量*1が10,000 m <sup>3</sup> /時以上の工場
水質関係	水質汚濁防止法施行令別表第1第2号～第59号、第61号～第63号、第63号の3、第64号、第65号～第66号の2、第71号の5及び第71号の6に掲げる汚水等排出施設(同表第62号に掲げる施設で鉱山保安法第2条第2項の鉱山に設置されているものを除く。)(参考2参照)が設置されている工場のうち、次のいずれかに該当する工場 ① 有害物質発生施設が設置されている工場で、排水を排出している工場又は特定地下浸透水*2を浸透させている工場 ② 上記①以外の工場で、排出水量*3が1,000 m <sup>3</sup> /日以上以上の工場

騒音関係	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第4条に掲げる騒音発生施設(参考3参照)が設置されている工場のうち、騒音規制法第3条第1項の規定により指定された規制地域内にある工場
振動関係	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第5条の2に掲げる振動発生施設(参考4参照)が設置されている工場のうち、振動規制法第3条第1項の規定により指定された規制地域内にある工場
特定粉じん関係	大気汚染防止法施行令別表第2の2に掲げる特定粉じん発生施設(参考5参照)が設置されている工場
一般粉じん関係	大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる一般粉じん発生施設(参考6参照)が設置されている工場
ダイオキシン類関係	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第1号～第4号、別表第2第1号～第14号に掲げるダイオキシン類発生施設(参考7参照)が設置されている工場

※1:大気汚染防止法に基づき届出されているばい煙発生施設の最大湿り排出ガス量の合計です。

※2:水質汚濁防止法第2条第8項に規定される特定地下浸透水をいいます。

※3:水質汚濁防止法に基づき届出されている特定工場の通常排出水量の合計です。

### ●公害防止組織について

特定工場には、「公害防止組織」整備が義務づけられます。

#### (1)公害防止組織

公害防止組織とは、工場において自主的に日々の公害防止活動を行う、公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者から成る人的組織です。

名称	役割	選任要件	資格
公害防止統括者 (代理者)	公害防止対策の統括責任者	常時使用する従業員の数が21人以上*4の事業所	・不要 ・特定工場における最高の権限と責任を有する者であること。 (工場長等を想定)
公害防止主任管理者 (代理者)	公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者の指揮	ばい煙発生施設及び汚水等排出施設が設置されている特定工場で、排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> /時以上であり、かつ、排出水量が10,000m <sup>3</sup> /日以上である特定工場(適用除外あり*5)	・公害防止主任管理者試験に合格した者 ・大気関係第1種又は第3種有資格者、かつ、水質関係第1種又は第3種数資格者
公害防止管理者 (代理者)	公害発生施設又は公害防止施設の点検、原材料等の検査等を実施	全ての特定工場	・必要 (施設の区分ごとに選任。(2)公害防止管理者の種類のとおり。)

※4:事業者には複数の工場がある場合は、全ての工場の従業員の総数で、事務職員等を含みます。

※5:公害防止主任管理者は、次のいずれかの要件に該当する場合には、選任が免除されます。

- ① ばい煙発生施設の公害防止管理者と、当該ばい煙発生施設から発生するばい煙の処理工程に設置されている汚水等排出施設の公害防止管理者の選定につき、同一人を選定する場合
- ② ばい煙発生施設から発生するばい煙の処理工程と、汚水等排出施設から排出される汚水又は廃液の処理工程が互いに独立している場合

(2)公害防止管理者の種類及び資格要件

選任を要する公害防止管理者の種類は、施設の種類ごとに異なります。

施設の区分			公害防止管理者の種類	必要な資格 (いずれかを満たすこと)
ばい煙発生施設	有害物質を発生する施設	排出ガス量が40,000 m <sup>3</sup> /時以上	大気関係第1種	大気関係第1種
		排出ガス量が40,000 m <sup>3</sup> /時未満	大気関係第2種	大気関係第1・2種
	有害物質を発生する施設以外の施設	排出ガス量が40,000 m <sup>3</sup> /時以上	大気関係第3種	大気関係第1・3種
		排出ガス量が40,000 m <sup>3</sup> /時未満 10,000 m <sup>3</sup> /時以上	大気関係第4種	大気関係第1～4種
汚水等排出施設	有害物質を発生する施設	排出水量が10,000 m <sup>3</sup> /日以上	水質関係第1種	水質関係第1種
		排出水量が10,000 m <sup>3</sup> /日未満	水質関係第2種	水質関係第1・2種
	有害物質を発生する施設以外の施設	排出水量が10,000 m <sup>3</sup> /日以上	水質関係第3種	水質関係第1・3種
		排出水量が10,000 m <sup>3</sup> /日未満 1,000 m <sup>3</sup> /日以上	水質関係第4種	水質関係第1～4種
騒音発生施設			騒音・振動関係	騒音・振動関係 騒音関係* <sup>6</sup>
振動発生施設			騒音・振動関係	騒音・振動関係 振動関係* <sup>6</sup>
特定粉じん発生施設			特定粉じん関係	大気関係第1～4種 特定粉じん関係
一般粉じん発生施設			一般粉じん関係	大気関係第1～4種 特定粉じん関係 一般粉じん関係
ダイオキシン類発生施設			ダイオキシン類関係	ダイオキシン類関係

※6：平成18年度の騒音関係公害防止管理者と振動関係公害防止管理者の資格区分の統合以前の資格名称です。

⑥必要な資格は、国家試験に合格又は資格認定講習で必要な講義を受講し修了試験に合格することにより取得できます。

## ○公害防止担当者制度について

### ●対象工場等について

対象工場等とは、次の(1)及び(2)を満たす工場です。

(1)法に基づく公害防止管理者を選任しなくてもよい工場等

(2)下表に掲げる「大気特定工場等」又は「水質特定工場等」

対象工場等の種類	要件
大気特定工場等	県条例に定める大気の総排出量規制の適用を受ける大気指定工場等(参考8参照)
水質特定工場等	水質汚濁防止法施行令に掲げる施設を設置し、公共用水域に排出される1日あたりの平均的な汚水又は廃液の量が500 m <sup>3</sup> 以上である工場等

### ●選任要件について

区分	選任要件
大気特定工場等	いずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気関係第1～4種有資格者</li> <li>・公害防止主任管理者およびその代理者</li> <li>・上記のほか、ばい煙を発生し、及び排出するための施設の維持及び管理に係る実務に3年以上従事した者</li> </ul>
水質特定工場等	いずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質関係第1～4種有資格者</li> <li>・公害防止主任管理者及びその代理者</li> <li>・上記のほか、汚水若しくは排水を排出する施設、又は、汚水若しくは廃液を処理するための施設の維持及び管理に係る実務に3年以上従事した者</li> </ul>

## ○届出の手続き

	届出事項	届出書	選任期限	届出期限
選任	公害防止統括者及び代理者	規則様式第一 添付書類不要	選任すべき事由が発生した日から30日以内	選任した日から30日以内
	公害防止主任管理者及び代理者	規則様式第三 資格証明書の写し <ul style="list-style-type: none"> <li>・国家試験合格証書</li> <li>・資格認定講習の修了証書</li> </ul>	選任すべき事由が発生した日から60日以内	選任した日から30日以内
	公害防止管理者及び代理者	規則様式第二 別紙(ばい煙発生施設又は汚水等発生施設の場合のみ) 資格証明書の写し <ul style="list-style-type: none"> <li>・国家試験合格証書</li> <li>・資格認定講習の修了証書</li> </ul>	選任すべき事由が発生した日から60日以内	選任した日から30日以内
	公害防止担当者	規則様式第五十三 別紙(大気指定施設の種類又は水質汚濁防止法に掲げる施設の種類) 資格を証する書類	大気特定工場等又は水質特定工場等を設置した場合	選任した日から30日以内

死亡・解任	公害防止統括者及び代理者	規則様式第一 添付書類不要		死亡、解任した日から30日以内
	公害防止主任管理者及び代理者	規則様式第三 添付書類不要		死亡、解任した日から30日以内
	公害防止管理者及び代理者	規則様式第二 添付書類不要		死亡、解任した日から30日以内
	公害防止担当者	規則様式第五十三 添付書類不要		死亡、解任した日から30日以内
承継	公害防止統括者及び代理者	規則様式第三の二 添付書類(次のいずれか) ・規則様式第三の三(相続同意証明書)及び戸籍謄本 ・規則様式第三の四(相続証明書)及び戸籍謄本 ・法人の登記事項証明書		遅延なく
	公害防止主任管理者及び代理者			
	公害防止管理者及び代理者			

㊦届出部数：2部(正本+その写し)

㊦届出様式：豊橋市のホームページからダウンロードできます。

URL： <http://www.city.toyohashi.lg.jp/45126.htm>

㊦人事異動等により現任者を解任して、新任者を選任する手続きを行う場合は、現任者を解任・死亡者を記入する欄に、新任者を選任者を記入する欄に記載してください。

#### ●記入例について

公害防止管理者(代理者)選任・死亡・解任届出書・・・参考9

公害防止担当者選任・死亡・解任届出書・・・参考10

## ○ご相談・お問合せ先

豊橋市環境部環境保全課 電話0532-51-2388

## 《参考1》特定工場(大気関係)対象要件

項番号	有害	ばい煙発生施設	対象規模
1		ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く)	伝熱面積 10 m <sup>2</sup> 以上又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 L/時以上
2		水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	石炭又はコークスの処理能力 20 トン/日以上又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 L/時以上
3		金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む)及び煅焼炉(法…14 の項に掲げるものを除く)	原料の処理能力 1 トン/時以上
4		金属の精錬の用に供する溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む)、転炉及び平炉(法…14 の項に掲げるものを除く)	
5		金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉(法…こしき炉、14、24、25、26 の項に掲げるものを除く)	火格子面積 1m <sup>2</sup> 以上又は羽口面断面積0.5m <sup>2</sup> 以上又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50 L/時以上又は変圧器の定格容量200kVA 以上
6		金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
7		石油製品、石油化学製品又はコーラルタール製品の製造の用に供する加熱炉	
8		石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力 200kg/時以上
8-2		石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算6 L/時以上
9		窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積1m <sup>2</sup> 以上又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50 L/時以上又は変圧器の定格容量200kVA 以上
	●	硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品製造用	
10		無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む)及び直火炉(法…26 の項に掲げるものを除く)	
11		乾燥炉(法…14、23 の項に掲げるものを除く)	
12		製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量1,000kVA 以上
管理者制度の対象外		廃棄物焼却炉	火格子面積2 m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力 200kg/時以上

㊦有害の列に「●」が選択されている施設は、大気関係有害物質発生施設のため、排出ガス量に関係なく、公害防止管理者等の選任が必要です。

㊦有害の列が選択されていない施設は、排出ガス量が 10,000 m<sup>3</sup>/時以上の場合に選任が必要です。

項番号	有害	ばい煙発生施設	対象規模
14	●	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む)、溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む)、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力0.5 トン/時以上又は火格子面積0.5㎡以上又は羽口面断面積0.2㎡以上又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算20L/時以上
15	●	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量0.1㎡以上
16	●	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素(塩化水素にあっては塩素換算量)の処理能力50kg/時以上
17	●	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	●	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る)の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算3L/時以上
19	●	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素塩素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するもの限り前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く)	原料として使用する塩素(塩化水素にあっては塩素換算量)の処理能力50kg/時以上
20	●	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量30kA 以上
21	●	りん、りん酸、りん酸質肥料又は複合肥料の製造(原料としてりん鉱石を使用するものに限る)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用するりん鉱石の処理能力80kg/時以上又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上又は変圧器の定格容量200kVA 以上
22	●	ふっ酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設(密閉式のものを除く)	伝熱面積10㎡以上又はポンプの動力1kW 以上
23	●	トリポリりん酸ナトリウムの製造(原料としてりん鉱石を使用するものに限る)の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力80kg/時以上又は火格子面積1㎡以上又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上
24	●	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む)又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算10L/時以上又は変圧器の定格容量40kVA 以上
25	●	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4L/時以上又は変圧器の定格容量20kVA 以上
26	●	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量0.1㎡以上又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4L/時以上又は変圧器の定格容量20kVA 以上
27		硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設 (昭和48年8月10日施行)	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力100kg/時以上

㊦有害の列に「●」が選択されている施設は、大気関係有害物質発生施設のため、排出ガス量に関係なく、公害防止管理者等の選任が必要です。

㊦有害の列が選択されていない施設は、排出ガス量が 10,000 m<sup>3</sup>/時の場合以上に選任が必要です。

項番号	有害	ばい煙発生施設	対象規模
28		コークス炉 (昭和50年12月10日施行)	原料の処理能力20トン/日以上
29		ガスタービン (昭和63年2月1日施行)	燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上
30		ディーゼル機関 (昭和63年2月1日施行)	
31		ガス機関 (平成3年2月1日施行)	燃料の燃焼能力が重油換算35L/時以上
32		ガソリン機関 (平成3年2月1日施行)	

㊦有害の列に「●」が選択されている施設は、大気関係有害物質発生施設のため、排出ガス量に関係なく、公害防止管理者等の選任が必要です。

㊦有害の列が選択されていない施設は、排出ガス量が 10,000 m<sup>3</sup>/時以上の場合に選任が必要です。



## 《参考2》特定工場(水質関係)対象要件

番号	有害	特定施設の名称
2		畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ	原料処理施設
	ロ	洗浄施設(洗びん施設を含む。)
	ハ	湯煮施設
3		水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ	水産動物原料処理施設
	ロ	洗浄施設
	ハ	脱水施設
	ニ	ろ過施設
4		野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ	原料処理施設
	ロ	洗浄施設
	ハ	圧搾施設
	ニ	湯煮施設
5		みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ	原料処理施設
	ロ	洗浄施設
	ハ	湯煮施設
	ニ	濃縮施設
	ホ	精製施設
6		小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
		砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ	原料処理施設
	ロ	洗浄施設(流送施設を含む。)
	ハ	ろ過施設
	ニ	分離施設
7		パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
		米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
		飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ	原料処理施設
	ロ	洗浄施設(洗びん施設を含む。)
10	ハ	搾汁施設
	ニ	ろ過施設
	ホ	湯煮施設
	ヘ	蒸留施設

㊦有害の列に「●」が選択されている施設は、水質関係有害物質発生施設のため、排出水量に関係なく、排出水を排出又は特定地下浸透水を浸透させていれば、公害防止管理者等の選任が必要です。

㊦有害の列が選択されていない施設は、排出水量が1,000 m<sup>3</sup>/日以上の場合に選任が必要です。

番号	有害	特定施設の名称
11		動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ	原料処理施設
	ロ	洗浄施設
	ハ	圧搾施設
	ニ	真空濃縮施設
	ホ	水洗式脱臭施設
12		動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ	原料処理施設
	ロ	洗浄施設
	ハ	圧搾施設
	ニ	分離施設
13		イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ	原料処理施設
	ロ	洗浄施設
	ハ	分離施設
14		でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ	原料浸せき施設
	ロ	洗浄施設(流送施設を含む。)
	ハ	分離施設
	ニ	渋だめ及びこれに類する施設
15		ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ	原料処理施設
	ロ	ろ過施設
	ハ	精製施設
16		麺類製造業の用に供する湯煮施設
17		豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18		インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18 の 2		冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの(S57. 1. 1施行)
	イ	原料処理施設
	ロ	湯煮施設
	ハ	洗浄施設
18 の 3		たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの(S57. 1. 1施行)
	イ	水洗式脱臭施設
	ロ	洗浄施設

㊦有害の列に「●」が選択されている施設は、水質関係有害物質発生施設のため、排出水量に関係なく、排水を排出又は特定地下浸透水を浸透させていれば、公害防止管理者等の選任が必要です。

㊦有害の列が選択されていない施設は、排出水量が 1,000 m<sup>3</sup>/日以上の場合に選任が必要です。

番号	有害	特定施設の名称
19		紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ	まゆ湯煮施設
	ロ	副蚕処理施設
	ハ	原料浸せき施設
	ニ	精錬機及び精錬そう
	ホ	シルケット機
	ヘ	漂白機及び漂白そう
	ト	染色施設
	チ	薬液浸透施設
	リ	のり抜き施設(S49.12.1施行)
	●	上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものに限る。
20		洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ	洗毛施設
	ロ	洗化炭施設
21		化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ	湿式紡糸施設
	ロ	リンター又は未精錬繊維の薬液処理施設
	ハ	原料回収施設
21 の 2		一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー(S57.1.1施行)
21 の 3		合板製造業の用に供する接着機洗浄施設(S57.1.1施行)
21 の 4		パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの(S57.1.1施行)
	イ	湿式バーカー
	ロ	接着機洗浄施設
22		木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ	湿式バーカー
	ロ	薬液浸透施設
	●	上記の施設で、六価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものに限る。

㊦有害の列に「●」が選択されている施設は、水質関係有害物質発生施設のため、排出水量に関係なく、排水を排出又は特定地下浸透水を浸透させていれば、公害防止管理者等の選任が必要です。

㊦有害の列が選択されていない施設は、排出水量が1,000 m<sup>3</sup>/日以上の場合に選任が必要です。

番号	有害	特定施設の名称
23		パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ	原料浸せき施設
	ロ	湿式バーカー
	ハ	碎木機
	ニ	蒸解施設
	ホ	蒸解廃液濃縮施設
	ヘ	チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設
	ト	漂白施設
	チ	抄紙施設(抄造施設を含む。)
	リ	セロハン製膜施設
	ヌ	湿式繊維板成型施設
ル	廃ガス洗浄施設	
23 の 2		新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (S57.1.1施行)
	イ	自動式フィルム現像洗浄施設
	ロ	自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
	●	上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するものに限る
24		化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ	ろ過施設
	ロ	分離施設
	ハ	水洗式破碎施設
	ニ	廃ガス洗浄施設
	ホ	湿式集じん施設
	●	上記の施設で、ふつ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するものに限る。
26		無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ	洗浄施設
	ロ	ろ過施設
	ハ	カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機
	ニ	群青製造施設のうち、水洗式分別施設
	ホ	廃ガス洗浄施設
	●	上記の施設で、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものに限る。

㊦有害の列に「●」が選択されている施設は、水質関係有害物質発生施設のため、排出水量に関係なく、排水を排出又は特定地下浸透水を浸透させていれば、公害防止管理者等の選任が必要です。

㊦有害の列が選択されていない施設は、排出水量が 1,000 m<sup>3</sup>/日以上の場合に選任が必要です。

番号	有害	特定施設の名称
27		前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ	ろ過施設
	ロ	遠心分離機
	ハ	硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設
	ニ	活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設
	ホ	無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設
	ヘ	青酸製造施設のうち、反応施設
	ト	よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設
	チ	海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設
	リ	バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設
	ヌ	廃ガス洗浄施設
	ル	湿式集じん施設
	●	上記の施設で、水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質(以下、有害物質という。)又はこれらを含む物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造の用に供するもの及び黄燐の製造の用に供するものに限る。
28		カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ	湿式アセチレンガス発生施設
	ロ	酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設
	ハ	ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設
	ニ	アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設
	ホ	塩化ビニルモノマー洗浄施設
	ヘ	クロロプレンモノマー洗浄施設
●	上記の施設で、塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る。	
29	●	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ	ベンゼン類硫酸洗浄施設
	ロ	静置分離器
ハ	タール酸ソーダ硫酸分離施設	
30		発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ	原料処理施設
	ロ	蒸留施設
	ハ	遠心分離機
ニ	ろ過施設	
31		メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ	メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設
	ロ	ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設
	ハ	フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
●	上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る。	

㊦有害の列に「●」が選択されている施設は、水質関係有害物質発生施設のため、排出水量に関係なく、排水を排出又は特定地下浸透水を浸透させていれば、公害防止管理者等の選任が必要です。

㊦有害の列が選択されていない施設は、排出水量が 1,000 m<sup>3</sup>/日以上の場合に選任が必要です。

番号	有害	特定施設の名称
32		有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ	ろ過施設
	ロ	顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設
	ハ	遠心分離機
	ニ	廃ガス洗浄施設
	●	上記の施設で、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料若しくは合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る。
33		合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ	縮合反応施設
	ロ	水洗施設
	ハ	遠心分離機
	ニ	静置分離器
	ホ	弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設
	ヘ	ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設
	ト	中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設
	チ	ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設
	リ	廃ガス洗浄施設
	ヌ	湿式集じん施設
●	上記の施設で、塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふつ素樹脂の製造の用に供するもの、1・4-ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレート <sup>④</sup> の製造の用に供するものに限る。 なお、塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造施設については、特定地下浸透水を浸透させている工場に設置されている場合に限る。	
34		合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ	ろ過施設
	ロ	脱水施設
	ハ	水洗施設
	ニ	ラテックス濃縮施設
	ホ	スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
●	上記の施設で、テトラクロロエチレンを含有する物質若しくは2-クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る。	
35		有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ	蒸留施設
	ロ	分離施設
	ハ	廃ガス洗浄施設
●	上記の施設で、2-クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するものに限る。	

④有害の列に「●」が選択されている施設は、水質関係有害物質発生施設のため、排出水量に関係なく、排水を排出又は特定地下浸透水を浸透させていれば、公害防止管理者等の選任が必要です。

④有害の列が選択されていない施設は、排出水量が1,000 m<sup>3</sup>/日以上の場合に選任が必要です。

番号	有害	特定施設の名称
36		合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ	廃酸分離施設
	ロ	廃ガス洗浄施設
	ハ	湿式集じん施設
37		前6号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガスの中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ	洗浄施設
	ロ	分離施設
	ハ	ろ過施設
	ニ	アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設
	ホ	アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設
	ヘ	アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
	ト	イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設
	チ	エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設
	リ	2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設
	ヌ	シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
	ル	トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設
	ヲ	ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設
	ワ	プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器
	カ	メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設
	ヨ	メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設
	タ	廃ガス洗浄施設
●	上記の施設で、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸(カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料(硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。)高級アルコール(一分子を構成する炭素の原子の数が六個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)、キシレン(ほう素化合物を触媒として使用し、又はふつ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。)、アルキルベンゼン(ふつ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)若しくはエチレンオキサイドの製造の用に供するもの又はエチレンオキサイドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限る。	

㊦有害の列に「●」が選択されている施設は、水質関係有害物質発生施設のため、排出水量に関係なく、排出水を排出又は特定地下浸透水を浸透させていれば、公害防止管理者等の選任が必要です。

㊦有害の列が選択されていない施設は、排出水量が 1,000 m<sup>3</sup>/日以上の場合に選任が必要です。

番号	有害	特定施設の名称
38		石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ	原料精製施設
	ロ	塩析施設
38 の 2	●	界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)
39		硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ	脱酸施設
	ロ	脱臭施設
40		脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41		香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ	洗浄施設
	ロ	抽出施設
	●	上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る。
42		ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ	原料処理施設
	ロ	石灰づけ施設
	ハ	洗浄施設
43	●	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44		天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ	原料処理施設
	ロ	脱水施設
45		木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46		第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ	水洗施設
	ロ	ろ過施設
	ハ	ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設
	ニ	廃ガス洗浄施設
	●	上記の施設で、有害物質若しくはこれらを含する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る。
47		医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ	動物原料処理施設
	ロ	ろ過施設
	ハ	分離施設
	ニ	混合施設(第2条各号に掲げる物質を含する物を混合するものに限る。以下同じ。)
	ホ	廃ガス洗浄施設
●	上記の施設で、水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒素若しくはその化合物若しくはこれらを含する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る。	

④有害の列に「●」が選択されている施設は、水質関係有害物質発生施設のため、排出水量に関係なく、排水を排出又は特定地下浸透水を浸透させていれば、公害防止管理者等の選任が必要です。

④有害の列が選択されていない施設は、排出水量が1,000 m<sup>3</sup>/日以上の場合に選任が必要です。



番号	有害	特定施設の名称
48	●	火薬製造業の用に供する洗浄施設
		上記の施設で、ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る。
49		農薬製造業の用に供する混合施設
50	●	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
		上記の施設で、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は1,4-ジオキサンの試薬の製造の用に供するものに限る。
51	●	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの
		イ 脱塩施設
		ロ 原油常圧蒸留施設
		ハ 脱硫施設
		ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設
		ホ 潤滑油洗浄施設
51の2		上記の施設で、トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る。
51の3		自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設(S57.1.1施行)
51の3		医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設(S57.1.1施行)
52	●	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
		イ 洗浄施設
		ロ 石灰づけ施設
		ハ タンニンづけ施設
		ニ クロム浴施設
ホ 染色施設		
53	●	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
		イ 研磨洗浄施設
		ロ 廃ガス洗浄施設
		上記の施設で、硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふつ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはほう素若しくはその化合物を使用する研磨洗浄の用に供するものに限る。
54	●	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
		イ 抄造施設
		ロ 成型機
		ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
55		生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56		有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57		人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設

㊦有害の列に「●」が選択されている施設は、水質関係有害物質発生施設のため、排出水量に関係なく、排出水を排出又は特定地下浸透水を浸透させていれば、公害防止管理者等の選任が必要です。

㊦有害の列が選択されていない施設は、排出水量が1,000 m<sup>3</sup>/日以上の場合に選任が必要です。

番号	有害	特定施設の名称
58		窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ	水洗式破碎施設
	ロ	水洗式分別施設
	ハ	酸処理施設
	ニ	脱水施設
	●	上記の施設で、ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するものに限る
59		砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ	水洗式破碎施設
	ロ	水洗式分別施設
61		鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ	タール及びガス液分離施設
	ロ	ガス冷却洗浄施設
	ハ	圧延施設
	ニ	焼入れ施設
	ホ	湿式集じん施設
	●	上記の施設で、コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る
62		非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ	還元そう
	ロ	電解施設(熔融塩電解施設を除く。)
	ハ	焼入れ施設
	ニ	水銀精製施設
	ホ	廃ガス洗浄施設
	ヘ	湿式集じん施設
	●	上記の施設で、銅、鉛若しくは亜鉛の第一次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第二次製錬、水銀の精製又はふっ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するものに限る。
63		金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ	焼入れ施設
	ロ	電解式洗浄施設
	ハ	カドミウム電極又は鉛電極の化成施設
	ニ	水銀精製施設
	ホ	廃ガス洗浄施設
	●	上記の施設で、液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る。
63 の 3	●	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設(H13. 7. 1施行)

㊦有害の列に「●」が選択されている施設は、水質関係有害物質発生施設のため、排出水量に関係なく、排出水を排出又は特定地下浸透水を浸透させていれば、公害防止管理者等の選任が必要です。

㊦有害の列が選択されていない施設は、排出水量が1,000 m<sup>3</sup>/日以上の場合に選任が必要です。

番号	有害	特定施設の名称
64		ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ	タール及びガス液分離施設
	ロ	ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
	●	上記の施設で、コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するものに限る。
65		酸又はアルカリによる表面処理施設
	●	上記の施設で、クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するものに限る
66		電気めっき施設
	●	上記の施設で、カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふつ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めっきの用に供するものに限る。
66 の 2	●	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。)
71 の 5	●	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)(H3.10.1施行(H11.12.22ジクロロメタン追加))
71 の 6	●	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)(H3.10.1施行(H11.12.22ジクロロメタン追加))

㊦有害の列に「●」が選択されている施設は、水質関係有害物質発生施設のため、排出水量に関係なく、排出水を排出又は特定地下浸透水を浸透させていれば、公害防止管理者等の選任が必要です。

㊦有害の列が選択されていない施設は、排出水量が1,000 m<sup>3</sup>/日以上の場合に選任が必要です。

### 《参考3》特定工場(騒音関係)対象要件

騒音発生施設	対象規模
機械プレス	呼び加圧能力が980キロニュートン(100重量トン)以上
鍛造機	落下部分の重量が1トン以上のハンマー

㊦騒音規制法に基づく指定地域内(都市計画区域のうち工業専用地域を除いた地域)にある工場に設置されたもの。

### 《参考4》特定工場(振動関係)対象要件

振動発生施設	対象規模
液圧プレス	矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2,941キロニュートン(300重量トン)以上
機械プレス	呼び加圧能力が980キロニュートン(100重量トン)以上
鍛造機	落下部分の重量が1トン以上のハンマー

㊦振動規制法に基づく指定地域内(都市計画区域のうち工業専用地域を除いた地域)にある工場に設置されたもの。

### 《参考5》特定工場(特定粉じん関係)対象要件

	要件
特定粉じん発生施設	大気汚染防止法施行令別表第2の2に掲げる施設(これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書きの附属施設に設置されるものを含む)

### 《参考6》特定工場(一般粉じん関係)対象要件

	要件
一般粉じん発生施設	大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる施設(これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書きの附属施設に設置されるものを含む)

### 《参考7》特定工場(ダイオキシン類関係)対象要件

	要件
ダイオキシン類発生施設	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の第1号から第4号、同別表第2の第1号から第14号に掲げる施設

## 《参考 8》大気指定工場等(県条例)対象要件

	要件
大気指定工場等	<p>1 大気指定施設(施行規則別表第 1 2)の燃焼設備の燃料(金属の精錬又は鑄造の用に供する溶解炉において使用されるコークス及び廃棄物焼却炉において焼却される廃油又は油分若しくは硫酸アルミニウムを含有する汚でいを含む。)の燃焼能力の合計が重油に換算した量(下表により重油の量に換算した量)が 500 L/時以上の工場等</p> <p>2 水性ガス又は、油ガスの発生のために供するガス発生炉において原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が 20 トン/日以上である工場等</p> <p>3 金属の精錬又は無機化学工業品の製造のために供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)又は煨焼炉における原料の処理能力が 1 トン/時以上の工場等</p> <p>4 りん、りん酸、りん酸質肥料又は複合肥料の製造(原料としてりん鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉又は溶解炉において、原料として使用するりん鉱石の処理能力が 80kg/時以上又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上である工場等</p> <p>5 トリポリりん酸ナトリウムの製造(原料としてりん鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、乾燥炉又は焼成炉における原料の処理能力が 80kg/時以上である工場等</p>

# 《参考9》公害防止管理者(代理者)・記入例

様式第二 (第七条関係)

公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)選任、死亡・解任届出書

令和〇年〇月〇日

豊橋市長 殿

届出内容を反映

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
 豊橋市〇〇町××  
 △△株式会社  
 代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条第3項において準用する第3条第3項(第6条第2項において準用する第3条第3項)の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称		△△株式会社 ××製作所	※整理番号	
特定工場の所在地		豊橋市〇〇町××	※受理年月日	年 月 日
大気関係	排出ガス量	30,000 $\text{Nm}^3/\text{時}$	※特定工場の番号	※備考 設置しているばい煙発生施設の最大湿り排出ガス量の合計値
	ばい煙発生施設の 種類	別紙のとおり		
水質関係	排出水量			
	特定地下浸透水の浸透の有無			
	汚水等排出施設の 種類	別紙のとおり		
騒音関係	騒音発生施設の種類の種類			
特定粉じん関係	特定粉じん発生施設の種類の種類			
一般粉じん関係	一般粉じん発生施設の種類の種類			
振動関係	振動発生施設の種類の種類			
ダイオキシン類関係	ダイオキシン類発生施設の種類の種類			
公害防止管理者 (公害防止管理者) の代理者	選任年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日		
	職名	〇〇部△△課長		
	氏名	〇〇 〇〇		
	担任業務の範囲	ばい煙発生施設に係る管理業務全般		
	公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)が他の工場の公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地			
選任の事由		人事異動のため		
公害防止管理者 (公害防止管理者) の代理者	(死亡、解任)年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日		
	職名	〇〇部△△課長		
	氏名	×× ××		
	担任業務の範囲	ばい煙発生施設に係る管理業務全般		
	公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)が他の工場の公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地			
解任の事由		人事異動のため		

- 備考 1 大気関係、水質関係、騒音関係、特定粉じん関係、一般粉じん関係、振動関係又はダイオキシン類関係のうち該当する項に所要事項を記載すること。大気関係及び水質関係については公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)の項には、「〇〇関係第〇種」公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)と記載すること。  
 2 公害防止管理者を2名以上選任する場合は、関係公害防止管理者及び同代理者の項を追加して記載すること。  
 3 ※印の欄は記載しないこと。  
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 5 公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)を2以上の工場に選任する場合は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号の主務大臣が定める基準を満たしていることを証する書面を添付すること。

## ばい煙発生施設の種類

	番号	施設の名称	項番号	施設の規模	施設の用途
有害物質を発生する施設	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
有害物質を発生する施設以外の施設	1	ボイラー	1	伝熱面積 15 m <sup>2</sup>	暖房
	2	ボイラー	1	伝熱面積 13 m <sup>2</sup>	暖房
	3	乾燥炉	1 1	火格子面積 3 m <sup>2</sup>	塗料の乾燥 車両ボディ
	4				
	5				
	6				
	7				

注1 「施設の名称」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる名称を記載すること。

注2 「項番号」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の上覧に掲げる項番号を記載すること。

注3 「施設の規模」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の下欄に掲げる規模を記載すること。

注4 「施設の用途」の欄には、施設の用途の他に当該施設により製造、選別等される製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。

注5 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

# 《参考 10》公害防止担当者・記入例

様式 53 (第 9 条関係)

公害防止担当者選任(死亡・解任)届出書		令和〇年〇月〇日
豊橋市長 殿	届出内容を反映	
	住 所 豊橋市〇〇町××	
	届出者 郵便番号 〇〇〇-××××	
	氏 名 〇〇株式会社	
	(名称及び代表者氏名) 代表取締役社長 〇 〇 〇 〇	
<p>県民の生活環境の保全等に関する条例第 99 条第 3 項の規定により、公害防止担当者について、次のとおり届け出ます。</p>		
大気特定工場等 又は水質特定工場等の名称	〇〇株式会社 ××製作所	※ 整理番号
大気特定工場等 又は水質特定工場等の所在地	豊橋市〇〇町××	※ 受理年月日 年 月 日
指定施設等の種類	別紙のとおり。	※ 工場等番号
		※ 備 任意様式
種別	選	任
項目	選	任
年 月 日	〇年 〇月 〇日	〇年 〇月 〇日
職 名	〇〇部△△課長	〇〇部△△課長
氏 名	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
担当業務の範囲	ばい煙発生施設に係る管理業務全般	ばい煙発生施設に係る管理業務全般
電 話 番 号	0532-〇〇-××××	0532-〇〇-××××
非常時の連絡方法	電話	電話

- 備考
- 1 選任の届出の場合には、公害防止担当者の資格を証する書類を添付すること。
  - 2 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 3 指定施設等の種類欄には、大気特定工場等にあつては大気指定施設の種類を、水質特定工場等にあつては水質汚濁防止法施行令別表第 1 に掲げる施設の種類を記載すること。
  - 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。